

電子版英文ジャーナルの投稿規程（第二次改正版）

第1条 投稿資格

本協議会の構成学会の正会員およびそれに準ずる会員（院生会員等）は投稿することができる。共著者は正会員でなくても認める。ただし、経営関連学会協議会が主催または後援する国内で開催する国際会議の発表論文から国際会議の主催者に選出されたものの投稿を認める。

第2条 投稿論文

投稿された原稿は未公開のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等）や単行本として既刊、またはこれらに投稿中の論文は本ジャーナルに投稿できない。ただし、国内外学会の予稿集（日本語、英語を問わず、公開済のフルペーパーを除く）や科研費等の研究報告書はその限りではない。

なお構成学会からの推薦論文枠を設けるものとし、この学会推薦論文の投稿規程は別途定める。

第3条 投稿の方法

投稿者は、「投稿規程と執筆細則」にそって作成した原稿（ワードバージョン）を電子メールの添付ファイルで投稿専用のメールアドレスに投稿する。

第4条 査読

投稿された論文は、匿名により複数の査読者が査読を行い、その結果に基づいて採否を決定する。採録になった場合でも、原稿の修正を求めることがある。

英文の正確性については、著者が責任を持つ。

第5条 校正

校正は、1回のみ、著者が校正を行う。校正時の原稿改訂は原則として認めない。

第6条 掲載料

投稿者は、「採録通知書」が届いた後、2週間以内に掲載料（1万円）を経営関連学会協議会へ支払わなければならない。ただし、経営関連学会協議会が主催または後援する国内で開催する国際会議の発表論文から国際会議の主催者に選出された論文は掲載料を免除する。

第7条 著作権

本ジャーナルに掲載された論文の著作権は経営関連学会協議会に帰属する。

第8条 投稿規程の改正

本規定の改正は、編集委員会の議決を経なければならない。

第9条 附則

本投稿規程は2015年11月22日から施行される。

本投稿規程の第一次改正版は2016年6月5日から施行される。

本投稿規程の第二次改正版は2018年6月10日から施行される。